

生活環境保全のための新たな対応策検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県における土砂や廃棄物等に係る生活環境保全のための新たな対応策の参考とするため、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的として開催する生活環境の保全のための新たな対応策検討会議(以下「検討会議」という。)の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 検討会議は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 土砂や廃棄物等に係る新たな対応策に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成員)

第3条 検討会議は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから、山梨県環境・エネルギー部長が依頼する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 検討会議は、山梨県環境・エネルギー部長が招集する。

- 2 検討会議に座長を置き、山梨県環境・エネルギー部次長をもって当てる。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(分科会)

第5条 検討会議には、第2条の事項のより詳細な検討を行うため、分科会を置くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、環境・エネルギー部長が定める。

附 則 この要綱は、令和4年2月14日から施行する。